

毒ガス撤去対策本部の設置と改編 ～第1次毒ガス移送を中心に～

清水 史彦[†]

はじめに

1. 問題の発生

1-1. “Nerve Gas Accident”

1-2. 毒ガス撤去対策本部の設置

2. 第1次毒ガス移送

2-1. 第1次毒ガス移送の反省と要望

2-2. 第1次毒ガス移送対策に関する総括—米国／米軍に対して

2-3. 第1次毒ガス移送対策に関する総括—移送コースの周辺住民に対して

3. 毒ガス撤去対策本部の改編

3-1. 渉外広報部渉外課の基地対策

3-2. 基地問題調査官の新設

3-3. 新生毒ガス撤去対策本部の始動

おわりに

はじめに

筆者は、琉球政府文書デジタル・アーカイブズ公開データ整備運営業務に携わるなかで、琉球政府文書 総務局 毒ガス撤去対策本部「毒ガス撤去に関する書類」について調査する機会を得た。それは沖縄県公文書館ホームページの資料紹介記事や広報誌『琉政だより』を執筆するためのものであったが、「毒ガス撤去に関する書類」を含めた一次資料、研究論文の精読を通じて、琉球政府の安全対策プランのみならず、毒ガス撤去をめぐる米軍／米国の思惑、沖縄社会の内部に生じた軋轢や分断といった多くの事実を知ることができた¹。

そのなかでも、1971年（昭和46）当時、毒ガス撤去対策本部（以下、「対策本部」と略記）の中心メンバーであった吉元政矩氏のオーラルヒストリーは、琉球政府内部の動きを示すものとして、きわめて興味深い内容を有している。

1999年（平成11）11月15日の吉元氏のオーラルヒストリーによれば、1969年（昭和44）7月に発生した毒ガスの漏出事故を契機として、「沖縄に毒ガスがあるということが公然化し」、「毒ガスを県民運動として撤去させるという厳しい運動」が起こるなか、1971年（昭和46）に、琉球政府に「毒ガスを撤去させるためのチーム」が緊急に組織され、それと併せて、「基地問題専門官」という係長級のポストが吉元氏のために設けられたという²。吉元氏の証言内容は、琉球政府の『公報』で裏付

[†] しみず ふみひこ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理課 公文書専門員

¹ これらの成果は、広報誌『琉政だより第7号』（沖縄県文化振興会 2018）、沖縄県公文書館のホームページの資料紹介記事「毒ガス撤去に関する書類」（1）～（5）にまとめられている。現在これらは当館のホームページ上で公開されている。

このほか、毒ガス撤去に関連した当館の取り組みとして、2009年（平成21）の公文書館企画展「オペレーション・レッドハット 1971～沖縄をゆるがした毒ガス移送」、この企画展の紹介記事を掲載した広報誌『沖縄県公文書館だより Archives37号』（沖縄県文化振興会 2009）、当館ホームページのコラム「あの日の沖縄」の二つの記事「1971年1月13日 第一次毒ガス移送」、「1971年9月9日 「毒ガス移送」終了 —あの日の屋良主席—」を挙げておく。

² 『C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト オーラルヒストリー 吉元政矩（元沖縄県副知事）』（0000058450）沖縄県公文書館所蔵 p.26

けられる。

1971年（昭和46）4月1日付の『公報（号外第34号）』によれば、「毒ガス撤去対策本部設置要綱の一部を改正する訓令」（1971年4月1日 訓令第19号）により、対策本部の事務担当部局が総務局総合対策室から同局渉外広報部渉外課に変更されたこと、そして、その同日、「総務局組織規則の一部を改正する規則」（1971年4月1日 規則第49号）により、対策本部の事務担当部局となる渉外広報部渉外課に、「基地問題調査官」という役職が新設されたことが確認できる。このことから、吉元氏の言う「毒ガスを撤去させるためのチーム」の組織化とは対策本部の事務担当部局の変更を、吉元氏が担当した「基地問題専門官」とは渉外広報部渉外課に新設された「基地問題調査官」を意味していることがわかる。

これらの動きを毒ガス撤去の一連の流れに位置づけるとするならば、1971年（昭和46）1月13日に行われた第1次毒ガス移送の終了後、琉球政府の内部では、対策本部の改編と基地問題調査官の新設があり、その組織強化をもって、琉球政府は、同年7月15日より行われることになる第2次毒ガス移送に備えていたということができよう。

本稿では、1971年（昭和46）1月13日に行われた第1次毒ガス移送を中心に、毒ガス撤去対策本部の設置と改編、そして、対策本部の改編と同時に行われた基地問題調査官の新設について詳述することとする。

1. 問題の発生

1-1. “Nerve Gas Accident”

1969年（昭和44）7月18日のウォールストリートジャーナル紙は、“Nerve Gas Accident”という記事を掲載し、同年7月8日に沖縄の米軍基地で発生した、「VX神経ガス」の漏出事故を報じた。この記事が端的に指摘するように、この漏出事故は、「致死性ガスが沖縄にあるという驚くべき、わずらわしい事実」⁴の暴露であった。この報道の翌日、1969年（昭和44）7月19日には、地元紙でも沖縄に毒ガスが持ち込まれている事実が一斉に報道された。琉球政府立法院は、1969年（昭和44）7月22日、翌1970年（昭和45）5月19日、7月3日、12月24日に、毒ガス撤去要求決議あるいは抗議決議を再三にわたって可決した。毒ガス撤去を求める動きは市町村議会にも波及し、1969年（昭和44）8月7日、那覇市議会は「毒ガス、細菌及び放射能兵器の即時撤去を要求する決議」を議決し、琉球政府を経由するかたちで、同年8月25日をもってUSCAR高等弁務官に進達した⁵。

一方の米国にも毒ガス撤去に向けた動きが見られた。1969年（昭和44）7月22日、国防省は声明を発し、沖縄から化学兵器を撤去する用意がなされていると発表した。問題の発生後、米国がただちにこのような対応をとった要因として、我部政明は、化学兵器を沖縄に貯蔵し続けることは沖縄返還交渉を進める日米関係を悪化させるばかりでなく、返還後の沖縄での化学兵器の貯蔵を日本政府が

³ 『公報（号外第34号）』（琉球政府 1971年4月1日）pp.2-3

⁴ 『ウォールストリートジャーナル紙掲載記事 神経ガス事故 1969年7月18日付』（R00004826B）沖縄県公文書館所蔵

なお、ウォールストリートジャーナル紙の記事“Nerve Gas Accident”については、当館所蔵『毒ガス関係 印刷物』（R00004838B）に原紙のコピーが綴られている。1971年（昭和46）2月17日付で立法院がウォールストリートジャーナル社に複写申請しており、同年3月3日付でウォールストリートジャーナル社から立法院に記事のコピーが送付されている。

⁵ 「要請決議文の進達について」（1969.8.23）『毒ガス・細菌及び放射能兵器の即時撤去を要求する決議関係』（R00000746B）沖縄県公文書館所蔵

⁶ “Okinawan Chemical Munitions Incident”（1969.7.22）『アメリカ合衆国対日政策文書集成 日米外交防衛問題 1969年・沖縄編』（柏書房 2004）pp.120-123

容認しないだろうとの米国側の思惑を指摘している。⁷

具体的な撤去の時期について、米国陸軍は、1969年（昭和44）11月の時点で、毒ガスの移送を1969年（昭和44）12月から1970年（昭和45）の春までに実施するプランを立てていた。ところが、毒ガスの移送先として米国本土のワシントン州、オレゴン州の弾薬庫・貯蔵庫が検討されていたため、1969年（昭和44）12月にこのプランが公表されると、両州選出の上院議員が受け入れ反対を表明した。陸軍省は移送先の再検討を余儀なくされ、毒ガス撤去は1971年までずれ込むことになるのである。⁸

このような事情を背景として、毒ガス撤去は先送りされていったが、1970年（昭和45）12月5日、米軍は「レッドハット作戦」（Operation Red Hat）を発表、沖縄に貯蔵される毒ガスを米国領内のジョンストン島に移送することを明らかにした。ただし、具体的な移送開始日は明らかにされず、撤去の対象となった毒ガスもHDマスタードガス150トンに過ぎなかった。⁹この150トンという分量は、沖縄に貯蔵されていた毒ガス兵器の総量1万3,000トンのわずか1%ほどに過ぎないものであった。¹⁰

1-2. 毒ガス撤去対策本部の設置

レッドハット作戦の発表後、琉球政府はただちに「毒ガス撤去対策本部設置要綱」（1970年12月16日 訓令第51号）を定め、琉球政府に毒ガス撤去対策本部を設置した。対策本部の所掌事務は、「毒ガス撤去に際しての総合的な対策に関すること」、「毒ガス撤去に伴う県民の保護、安全措置に関すること」、「その他必要な事項」の3点と定められ、「毒ガス撤去に際し、住民の安全対策を総合的に推進する」ことを対策本部の設置目的とした。対策本部は、本部長、副本部長、本部員から構成され、本部長には行政主席、副本部長には行政副主席、本部員には行政府各局長と警察本部長が担当することとなった。対策本部には、「総括及び広報部門」、「警備部門」などの計8つの部門が置かれ、幹事会も置かれることとなった。

ただし、毒ガス撤去対策本部設置当初の事務担当部局は、1971年（昭和46）7月15日から同年9月9日の56日間にわたって行われた、第2次毒ガス移送時の総務局渉外広報部渉外課ではなく、1970年（昭和45）10月1日に設置されたばかりの総務局総合対策室であった。¹¹

総合対策室の設置根拠となった「総務局組織規則の一部を改正する規則」（1970年10月1日 規則第162号）によれば、その所掌事務は「公害問題対策の総合計画及び調整等に関すること」とあり、総合対策室は「公害対策」を担当する部局として位置づけられている。しかも1970年（昭和45）10月1日付の「職務記述書」は、総合対策室の総合対策調整官の所掌業務を、「基地、産業諸公害等におけるその公害防止策を関係部局から資料を収集し、その被害が生じた場合の救済措置方法等を協議し、その結果を上司に報告」と定めている。かつ1級一般事務職の所掌事務は、「軍施設等か

⁷ 我部政明「化学兵器の沖縄からの撤去をめぐる日米琉関係」『米軍基地による環境変化が与える自然および社会への影響に関する複合的研究』（琉球大学国際沖縄研究所 2015）p.18

⁸ 同前我部 p.19

ワシントン州、オレゴン州への毒ガス移送については、毒ガスの受け入れに反対する米国市民の書簡が琉球政府に送付されている。それらは、“People Against Nerve Gas”（神経ガスに反対する人の会）のシアトル支部からの書簡（1970.4.19）、オレゴン州の“International Longshoremen’s and Warehousemen’s Union”（国際荷役倉庫労働組合連合会）からの書簡（1970.4.22）の二通である。いずれの書簡も、沖縄で毒ガスの中和または消去が行なわれることを要望している。それらの書簡の原文は『毒ガスに関する書類 軍書簡』（R00004836B）に、和訳は『雑書綴』（R00004791B）に綴られている。

⁹ 『琉球新報』（1970年12月5日 朝刊）「米、毒ガス撤去を発表」

¹⁰ 「毒ガス撤去の際の安全対策に関する要請書」（1971.4.30）『重要雑資料 毒ガス P3B 機関係』（R00004741B）沖縄県公文書館所蔵

¹¹ 『公報（号外第157号）』（琉球政府 1970年12月16日）『毒ガス撤去に関する資料綴』（R00004739B）沖縄県公文書館所蔵

ら発生する基地公害及び水質汚濁等による被害状況について、関係部局及び各市町村から資料（見取図、図面、被害状況の写真等）を収集すること、「基地及び水質汚濁等による被害状況をまとめた資料を基礎にその対策について関係部と協議」することなどが規定されている¹²。

いわば総合対策室は、その設置当初から、米軍基地から発生する「基地公害」に対応する組織として位置づけられていた¹³のである。

毒ガス撤去対策本部の組織体制は、屋良朝苗が「行政府の公害対策連絡協議会で練られていた¹⁴と回想するように、総合対策室同様に、毒ガス撤去対策本部も「公害対策」の枠組みの中で構想されていた。この構想は、1970年（昭和45）5月21日の「第6回 公害対策連絡協議会議（臨時会）」で、毒ガス撤去を「我々事務段階として意志の統一、報道の交換等の意味からも重大な問題であり、基地公害の発生の恐れがあるとして議題にした。事務段階での取組みについて検討する必要がある」などと取り上げているように、毒ガス問題を「基地公害」として認識し、共有していたことによるものである。会議では、毒ガスの無毒化、運搬経路の道路舗装、陳情書の主管局、予防対策、安全対策などが議論され、「総合調整部門が中心になり色々の面で緊急会議を開催し、時点時点で対応すること」、「道路舗装、予防対策等文書で要請する必要があるれば涉外課と調整する」という方向が打ち出されたのである¹⁵。

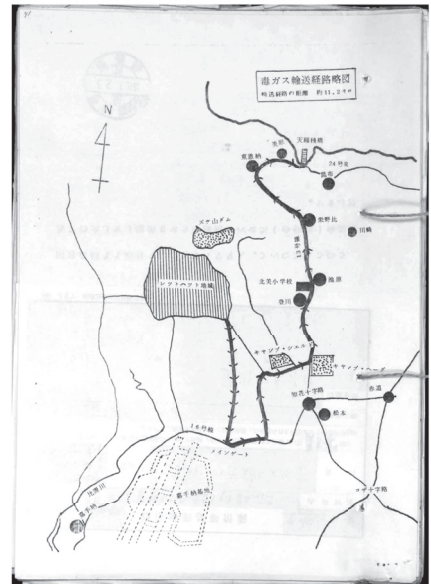
琉球政府は1970年（昭和45）5月の段階から、毒ガス撤去を「基地公害」という枠組みで対処しようとしており、その主担当部局に「総合調整部門」を、かかる対外調整については涉外広報部涉外課を想定していたのである。

2. 第1次毒ガス移送

2-1. 第1次毒ガス移送の反省と要望

1971年（昭和46）1月13日、毒ガスが貯蔵されていた美里村の知花弾薬庫から、陸上移送の終着点となる具志川市の天願橋にかけて、第1次毒ガス移送が行われた（図1）。

図1「毒ガス輸送経路略図」『雑書 毒ガス移送についての要請その他』（R00004793B）
知花弾薬庫から天願橋までの約11.2キロメートルの第1次移送コースが示されている。



¹² 「職務記述書」（1970.10.1）『職務記述書 総務局 総合対策室・出納課・東京事務所・大阪事務所・福岡事務所・中央選挙管理委員会』（R00001869B）沖縄県公文書館所蔵

¹³ 総務局が作成した「沖縄における基地公害及び産業公害（概況）」（1970.7.30）『立法院関係書類綴 1970・1971年度』（R00004677B）によると、「沖縄における基地公害の発生は嘉手納空軍基地としての飛行場が整備された終戦直後から発生したものと考えられるが事実上「学校の防音装置に関する協約」が締結されたのは1966年3月9日で琉球政府行政主席〔引用者注：松岡政保〕と米国民政府民政官との間で締結が行われた」と記録されており、1966年に琉球政府とUSCARとの間で結ばれた協定をもって、「基地公害」という問題が発生したとの琉球政府の認識がうかがえる。同資料には「基地公害」の種類についても触れられており、「嘉手納、那覇、普天間の飛行場からの飛行機のエンジン調整音、離着陸時の爆音公害」、「伊江島の射撃騒音、金武の射撃騒音等」、「米軍基地から流出した航空用燃料による井戸水汚染」、「原子力潜水艦の寄港による放射能汚染」などが挙げられている。「学校の防音装置に関する協約」（1966.3.9）は、『米国民政府資金及び委託金の出納に関する書類 1966年度 協約書関係』（R00004282B）に確認できる。

¹⁴ 屋良朝苗『激動八年 屋良朝苗回想録』（沖縄タイムス社 1985）p.56

¹⁵ 「公害対策連絡協議会議録」（1970.5.21）『公害対策連絡協議会に関する書類 1970年度』（R00000376B）沖縄県公文書館所蔵

当日の地元紙の夕刊には「おびえる住民、まるで戦時下」¹⁶といった見出しが一面を飾った。第1次毒ガス移送はこの日限りで終了した。撤去された毒ガスは、事前に米軍が発表した通り、HDマスタードガス150トンのみであった。

こののち、対策本部は第1次毒ガス移送の総括を試みている。それらの記録を見る限り、第1次毒ガス移送が、琉球政府にとって苦い経験であったことが見て取れる。

1971年（昭和46）1月20日に作成された「各部門の反省（要望）事項」には、第1次毒ガス移送の反省点や要望事項が箇条書きで列挙されている。その中で最も紙幅が割かれているのは、対策本部の体制や対外調整に関する事項である。

資料中の「対策本部の体制」という項目には、「事務局の強化と位置づけをはかること」、「命令系統の確立をはかること」、「避難の具体策をはかること」、「各種団体との連絡調整を行うこと」などといった要望事項と、「情報収集が不十分であった」、「USCARと連絡が不十分である」という反省点があわせて記されている。また、「現地対策本部のあり方」という項目には、「マスク対策の強化」として、資料提供などを行うことも挙げられており、これらの項目から、対策本部の強化、位置づけ、命令系統の確立といった組織のあり方についての要望のほか、情報収集、USCARとの連絡、マスク対策といった対外調整が不十分であったとの反省点¹⁷が読み取れる。

1971年（昭和46）1月23日、渉外広報部が作成した「毒ガス撤去対策の反省と展望」にも、先ほどの「各部門の反省（要望）事項」とほぼ同様の認識が示されている。

資料の冒頭には「事務局の強化と位置づけ」について言及されており、そこでは「対策本部事務局は、毒ガス移送に関するすべての事務を総括し、調整と指導にあたるものと理解しているが、実際には、それが機能しなかったうらみがある」としながら、その要因として総合対策室の人手不足を指摘し、「数人の公害担当職員しか動けなかった」と記されている。続いて、「総合対策室の総動員体制」を要望するとともに、「適正な担当人員の配置と訓練によって各担当部門との調整、指導、連絡の機能を十分に発揮させるべきである」とあり、「幹事会の座長は総合対策室長をあてるのが妥当である」と記されている¹⁸。

続く「命令系統の確立」については、「本部からの指示や情報の伝達が円滑に行なわれず、かつ、総体的動きについて熟知している部署も不明で、指揮を仰ぐにも適切な指揮系統がなかった」との反省点が記されている。「情報の収集」についても、「米軍当局（とくに陸軍報道部）との接触が不十分だったため、資料の入手に欠けた」ことが指摘され、「事務局とタイアップして資料、情報を収集し、それらも参考にした情勢の分析や広報活動をすべきである」との要望が記されている。このほか、団体や政党を念頭に置いた「各種団体との連絡調整」や、「米国民政府との接触」も不十分であったとの指摘もなされている¹⁹。

このように、対策本部の「各部門の反省（要望）事項」、渉外広報部の「毒ガス撤去対策の反省と展望」には、対策本部の組織体制の強化という要望事項と、対外調整の不十分さという反省点がそれぞれに認識されていたのである。

¹⁶ 『琉球新報』（1971年1月13日 夕刊）「おびえる住民、まるで戦時下」『毒ガス関係資料 スクラップ』（R00004817B）沖縄県公文書館所蔵

¹⁷ 「各部門の反省（要望）事項」（1971.1.20）『毒ガス総対室からの引継文書』（R00004799B）沖縄県公文書館所蔵

¹⁸ 「毒ガス撤去対策の反省と要望」（1971.1.23）『毒ガス関係資料』（R00004740B）沖縄県公文書館所蔵

¹⁹ 同前「毒ガス撤去対策の反省と要望」

2-2. 第1次毒ガス移送対策に関する総括—米国／米軍に対して

1971年（昭和46）2月5日、対策本部は「第1次毒ガス移送対策に関する総括」（以下、「総括」と略記）を作成した。総括が、先の二つと大きく異なる点は、米軍に対する批判が公然と記述されていることである。

総括の冒頭には、第1次毒ガス移送のみならず、むしろその発表後に発生した、「糸満町主婦轢殺事件」（1970.12.11）、「コザ事件」（1970.12.20）、「国頭村実弾射撃演習」（1970.12.21）の「概況」について、比較的多くの紙幅が割かれている。総括は、これらの事件を単発的ではなく、それぞれ関連する出来事として認識しており、「コザ事件」については、「25年にわたる軍事支配に対する県民感情がその原因である」とし、国頭村での実弾射撃演習の中止については、「県民の意思を無視し、世論に逆行する米軍の行動は、県民の米軍に対する不信感に油を注ぐ結果となった」と結論付けている。²⁰

ここで記されている「県民の意思を無視し、世論に逆行する米軍の行動」や「県民の米軍に対する不信感」は、第1次毒ガス移送に対しても言及されている。

「移送計画は安全であるから住民が事前に避難する必要はない」などとの米軍の説明は、住民を納得させるものではなく、むしろ「住民は極度の不安感におちいっている状況」であったとし、「毒ガス兵器を安全かつ完全に撤去する責任は米国政府にある。従って、米軍当局は、住民の納得する安全基準にしたがって、住民の納得する安全対策を講ずべき責任がある」と米国／米軍に対して責任の所在を迫りながら「米軍に対する県民感情が悪化している時期に行なわれただけに、この点について米軍当局は十分に配慮すべきであった」、「住民の理解、協力のもとに移送するという点よりも、その計画の実施を一方向的に住民に押しつけたとの印象を与えた」と、米軍の施策を批判している。結びとして「県民の不信と疑惑を除き、毒ガス兵器移送に対して、県民が協力できる体制を米軍自らの責任で積極的に作り出すべきである」と、あらためて米軍に対し安全対策を要求している。²¹

2-3. 第1次毒ガス移送対策に関する総括—移送コースの周辺住民に対して

米軍に対して安全対策を要求する一方で、あらためて浮き彫りになるのは、琉球政府が住民への対応に苦慮する様である。総括には、広報活動、対策本部の組織体制、米軍当局との連絡体制が記述されるほか、「関係市村と行政の協力関係はある程度確立されたが、全般的にみてその協力関係が十分であったとはいえない」などあり、関係市町村との「協力関係」が不十分であったとの認識がうかがえる。

²⁰ 「第1次毒ガス移送対策に関する総括」（1971.2.5）『毒ガス総対室からの引継文書』（R00004799B）沖縄県公文書館所蔵

「コザ事件」の発生後、ランパート高等弁務官は、毒ガス撤去の中止を示唆する声明を発したが、総括ではこの声明について一切触れられていない。

ランパート声明については、『琉球新報』（1970年12月21日朝刊）「毒ガス移送中止も」『毒ガス関係資料 スクラップ』（R00004817B）を参照した。

²¹ 同前「第1次毒ガス移送対策に関する総括」

第1次毒ガス移送でとられた安全基準について、ランパート高等弁務官が屋良主席に宛てた1971年3月21日付の書簡では、「1月13日の第1回の積み出しに当って用いた安全基準・安全措置は、事実上きびしさの点では、米国内での同じような化学兵器輸送に当って用いられてきた安全基準・安全措置を上まわるものではないにしても、十分なものであります」としたうえで、住民の避難については、「化学兵器の輸送については、きびしい安全基準が適用されているのであるから、撤去経路の沿道に居住する住民を避難させる理由や必要はないというのが、米国政府の変らぬ見解であります」と記されている。総括で記されている「移送計画は安全であるから住民が事前に避難する必要はない」との米軍の見解が、ランパートの書簡でもあらためて示されていることがわかる。

【ランパート高等弁務官から屋良主席宛の書簡】（1971.3.21）『毒ガスに関する書類』（R00004835B）参照。

²² 同前「第1次毒ガス移送対策に関する総括」

こうした背景には、移送コースの周辺住民が、毒ガス移送に強く反対していたことが要因として挙げられる。美里村では、1971年（昭和46）1月7日に「命を守る校区民総決起大会」が開かれ、その際に決議された「米軍の毒ガス撤去移送に関する要請」が琉球政府に送付された。

米軍の毒ガス撤去移送に際して、移送予定コースに面した住民は「命を守る」ということに統一され、安全保障の要求に立ちあがっている。毒ガスが身にふりかかり、窒息し、だだれる^{マダレ}思^{オモ}がして、不安はつるばかりである。不安解消の方向へは少しも向ってないばかりか、生か死か、その岐路に立たされている。

「命を守る」という至上の問題に直面して、ここに人々は団結して斗い、要求する知恵と勇気をみつけだした。そこに人間性の尊さと民主主義の尊さとを力強く感ずる。われわれは、命を守るという追いつめられた立場から米軍の一方的移送コース決定に断固反対することを確認するものである²³。

この決起大会で決議された「軍民合同によって、毒ガスの容器等の安全性について、調査の結果を公表すること」、「毒ガス移送の安全性について、毒ガス専門家を交えた、移送地域の村民との対話集会を催し、村民の信頼を高める配慮を充分にすること」、「移送コースを再検討の上、移送の日時を公表すること」、「住民の生命の安全を守るため、居住地域に面した移送コースは絶対にさけること」²⁴の四点が琉球政府に突きつけられた。

この要請書に示されている「命を守る」という命題と、「移送コースに反対する」との意思表示は、具志川市役所職員労働組合が琉球政府に送付した「毒ガス移送に際しての要求書」にも明示されている。

人間の生存権を根本から否定するような毒ガスはその製造すら人道に反する行為として許されないものと確信する。この恐るべき凶悪非道な毒ガスが沖縄に一万五千トン余も持ち込まれ、米軍発表によるとその一パーセントの一五〇トンが来る十一日～十二日の間に撤去されるとのことである。我々沖縄県民は今まで長期に亘りその早期撤去を訴え続けて来たのであり、原則として今回の撤去に反対するものではない。しかしそこには撤去に際し安全対策が确实完璧になされるという前提条件のもとにおいてのみである。

今回の撤去にはその移送沿道に多くの住民居住地域があり、万一事故でも起れば大惨事をまねくことは确实である。〔略〕

撤去に関する米軍発表はともかく新聞で報道されている限りにおいては少なくとも住民は危険だと感じている。沖縄一〇〇万県民の生命を守るべき立場にある琉球政府としては、移送にあたり、その安全対策が确实だという確信が得られない限り反対すべきであると信ずる。²⁵

さらに要求書は、「今回の毒ガス移送に際し米軍の安全対策は勿論、住民の生命を守るという立場から琉球政府としての独自の安全対策はどうか」、「あるいは「今回の移送には、その沿道に多くの住民が居住しているが、確実に安全という信頼のおける専門家の確証を得ているかどうか」

²³ 「米軍の毒ガス撤去移送に関する要請」（1971.1.7）『雑書 毒ガス移送についての要請 その他』（R00004793B）沖縄県公文書館所蔵

²⁴ 同前「米軍の毒ガス撤去移送に関する要請」

²⁵ 「毒ガス移送に際しての要求書」（1971.1.8）『雑書 毒ガス移送についての要請 その他』（R00004793B）沖縄県公文書館所蔵

といった琉球政府の対応への疑義を提示し、この問題が解決されない限り、「自からの生命の安全のため毒ガスの移送に対して断固反対するものである」と宣言している²⁶。

毒ガスの移送阻止も辞さないとするこれら意思表示は、その後、阻止行動に移されていく。美里村では移送阻止が実行され、その結果、第1次毒ガス移送は、当初予定されていた1971年（昭和46）1月11日から1月13日へと延期を余儀なくされた²⁷。

こうしたなか、「主体性のない行政」と題した投書が地元紙に掲載された。

毒ガス撤去が発表されてうまくいくと思っていたら、運搬時の安全性の問題でああでもないこうでもない騒いでいる。

美里村民との話し合いの席上での屋良さんの苦悩にみちた表情をテレビで見た時、現在の行政府の行政を象徴しているように思えてならない。今回に限ったことではないが問題が起こるたびに行政がいつも後手に回り沖縄にほんとに政治があるのかと疑いたくなる。毒ガス撤去が発表されて久しいが、その間、行政府は対策本部なる形はつくってなすことを知らない者どもに怒りをおぼえる。美里村民に振り回されてただオロオロするばかりであって無きが如きものである。[略]

住民に不安があるならばこれを解消するためにもっと積極的な方策を立てるのが政治というものではないだろうか²⁸。

この投書は、主体性のない行政府、ひいては政治の不在を憤ると同時に、「琉球政府を振り回す美里村民」に忍従を求めているようにも読めるだろう。なぜ毒ガス撤去にかかる「負担」を美里村民が引き受けなければならないのか。そもそも、「基地負担」なるものは誰かが引き受けなければならないものなのか。このような問いが不在のまま、政治に「リーダーシップ」を求める声とは一体いかなるものなのか。

毒ガス撤去をめぐる沖縄社会の内部に生じた軋轢や分断は、現在の沖縄に生きる私たちにも重い問いを投げかけているのである。

3. 毒ガス撤去対策本部の改編

3-1. 渉外広報部渉外課の基地対策

毒ガス撤去対策本部は、第1次移送における反省をふまえた組織強化とともに、琉球政府内部から指摘された対外調整の不十分さを認識しつつ、琉球政府の主体性の欠如を強く批判する住民の強い要望に向き合うこととなった。

もっとも、琉球政府には「基地問題」を所掌事務とする部局があった。対外業務を行う総務局渉外広報部渉外課が、「基地問題」を所掌事務としていたのである。

1969年（昭和44）10月22日付の「職務記述書」によれば、渉外広報部渉外課長の所掌事務として、「基地問題関係の陳情、要請、抗議等の処理に関すること」、渉外広報部渉外課渉外調査官の所掌事務に「基地問題関係の陳情、要請、抗議等に関する処理業務を行なう」こととあり、これらの役職が「基地問題」に関する陳情、要請、抗議などに対する事務処理を扱っていたことがわかる。

ただし、「基地問題」を所掌事務としていたとはいえ、これらの役職が「基地問題」に割くことの

²⁶ 同前「毒ガス移送に際しての要求書」

²⁷ 前掲「第1次毒ガス移送対策に関する総括」

²⁸ 『沖縄タイムス』（1971年1月14日 朝刊）「主体性のない行政」『雑書 新聞投書 1971年01月～12月 県民室』（R00001454B）沖縄県公文書館所蔵

できる時間は極めて限られていた。「基地問題」を扱う割合は、渉外広報部渉外課長で業務全体のわずか2%、渉外広報部渉外課渉外調査官で10%ときわめて低く、業務の大半が「渉外事務に関すること」、「局長会議に関すること」、「立法勧告に関すること」（渉外広報部渉外課長）、あるいは「日米両政府へ対する要請書の作成」、「日常の行政執行に必要な内外情勢の調査並びに情報の収集に関する業務」、「日本海外協力隊員の募集に関する業務」（渉外広報部渉外課渉外調査官）などで占められている。

すなわち、当時の渉外広報部渉外課は、「基地問題」を所掌事務としていながら、事実上「基地問題」に専念できない状況にあったといえよう。

3-2. 基地問題調査官の新設

こうした状況のなか、琉球政府は、渉外広報部渉外課の新たな役職として「基地問題調査官」を設置する構想に入った。

毒ガス問題を担当する新職については、対策本部が設置されて間もない1970年（昭和45）年12月の段階で、当時の対策本部の担当部局である総合対策室が、すでに要求書を提出していた。要求書には、「最近公害問題が著しく業務量が増え基地公害、産業公害、都市公害等現要員では追いつけない状態にある。〔略〕特に毒ガス撤去対策本部事務局の新規業務が増え真剣に取り組んでいるが、現体制では対処していけない状況にある」としながらも、「基地担当公害調査官1人及び苦情処理担当調査官1人の増員が必要である」とあるように、この段階では「基地担当公害調査官」という新職が想定されていた。あくまでも「基地公害」といった枠組みで毒ガス撤去に対処しようとする琉球政府の姿勢が、この記述にも反映されているといえよう。

しかしながら、第1次毒ガス移送後の資料には、「基地公害」としてではなく、むしろ「基地問題」というアプローチから、毒ガス問題を担当する新職が構想されている。

1971年（昭和46）3月18日付の「職務記述書」には、基地問題調査官の職務に関する情報が記述されている。それによると、基地問題調査官は渉外広報部渉外課を勤務機関とする1級一般事務

²⁹ 「職務記述書」（1969.10.22）『職務記述書 総務局 総務課・文書課・渉外課』（R00001873B）沖縄県公文書館所蔵

現時点では1969年（昭和44）10月以前の渉外広報部の「職務記述書」が確認できず、いつから渉外広報部渉外課が基地問題にかかる対外業務を担当していたのかは明らかではない。

³⁰ 総務局渉外広報部渉外課のほか、米軍基地に関する業務を担当していた部局に法務局があった。とはいえ、法務局の担当業務は、基地問題の陳情、要請、抗議などにかかる対外調整ではなく、軍用地の契約、訴願、補償、統計資料の作成、軍用地料の支払いなどであった。法務局は「行政事務部局組織法」（1953年4月1日 立法第9号）第3条第7項に基づき、軍用地に関する業務を開始している。
『公報（号外第10号）』（琉球政府 1953年4月1日）p.1 参照。

³¹ 「1972年度定員調整要求書の提出について」（1970.12.23）『雑書綴 1970年』（R00004684B）沖縄県公文書館所蔵

³² 1964年（昭和39）から1968年（昭和43）にかけて琉球政府行政主席に在任した松岡政保は、1972年（昭和47）に出版した自身の回顧録のなかで「基地公害」について触れており、「住民感情を刺激している問題の中には、B52のように駐留地を変更しなければケリがつきそうにないものもあるけれども、科学技術を駆使すれば防止できそうなものもある。原潜の放射能が、そうだと思う」としたうえで、原潜寄港に対して「琉球政府の監視体制の強化が望まれている」と述べている。一方、基地撤去運動について触れた箇所では、「基地反対に対処するには、基地撤去か、あるいは反対する住民感情を何らかの方法で緩和できるかの二者択一しかありえない。基地撤去は、米国の強硬な態度や日米の関係などから推しても、簡単に実現できるとは思われず、やはり、それは時間をかけて解決されるのであろうが、あえて、沖縄の基地が日本を含む自由陣営防衛のかなめとして必要であるというならば、沖縄住民を納得させる基地のあり方が検討されなければならない」とある。

以上の記述から、「基地に反対する住民感情を緩和する方法」や「沖縄住民を納得させる基地のあり方」に対する一つの方策として、原潜寄港における「科学技術の駆使」や「監視体制の強化」が想定されていること、そしてそれらの方策が、基地の撤去が困難であるという認識の上で成り立っていることがうかがえる。

松岡政保『波乱と激動の回想—米国の沖縄統治25年—』（1972年）pp.213-216 参照。

職として位置づけられており、その職務内容は「基地問題調査官として部、課長、渉外調整官の命を受け、毒ガス撤去問題及び基地問題から発生する被害などすべての基地被害の調査を行ない、部下職員へ指示するとともに、調整、検閲を行なう。その他の事項については、自分自身で企画、立案等の実施一切に関して行なう」とある。つまり、「毒ガス撤去問題及び基地問題から発生する被害」などの「すべての基地被害」に関する調査だけではなく、調査官自身が企画、立案等を行うことができる広い裁量が、基地問題調査官の所掌事務として用意されているのである。また、「基地問題」に割くことのできる時間も、渉外広報部渉外課渉外調査官などと比べて飛躍的に増えており、基地被害の調査や企画・立案が60%であるほか、その残りの大半を「毒ガス撤去に関する調査・計画・立案等を行うこと」(10%)、「毒ガス撤去実施に関し、関係市町村との広報活動を行うこと」(5%)、「毒ガスに関する安全対策等の調査研究を行うこと」(5%)、「基地被害に関係する事項について米軍と交渉すること」(5%)、「基地被害に関し、地域住民各関係団体との協議を行うこと」(5%)、「基地に関するすべての苦情及び陳情の処理を行うこと」(5%)³³などが占めている。

基地問題調査官は、その構想段階から、毒ガス撤去にかかる米軍、関係市町村、地域住民、各関係団体等との交渉や協議を念頭に置いた役職として想定されているのである。³⁴

3-3. 新生毒ガス撤去対策本部の始動

このような構想を背景に、琉球政府は、1971年(昭和46)3月26日付で「毒ガス撤去対策本部設置要綱の一部改正について」を決裁した。この決裁文書には、「毒ガス撤去対策本部設置要綱」の改正点が記されており、対策本部の幹事を行政主席が任命すること、関係市町村や各団体の代表を本部会議に出席させることと並んで、「対策本部の組織体制を強化し事務局をこれまでの総務局総合対策室から渉外広報部渉外課に移すこと」³⁵とあり、対策本部の担当部局を渉外広報部渉外課に変更することが、この時点で確定した。

続く1971年(昭和46)3月31日には「職位の廃止、新設について」が決裁され、対策本部の担当部局が総合対策室から渉外広報部渉外課に変更されたことと並んで、基地問題調査官が新設されることとなった。この決裁文書によって、基地問題調査官は「毒ガス撤去に際し被害のための調査並びに対策等の事務を専属的に処理する職位」であることが明確に定められ、沖縄に貯蔵されている化学兵器の種類、その総量と各兵器の数量、全量撤去のスケジュール、撤去の方法、万一の事故の際の住民対策などといった、関係市町村の住民の不安を解消するための広報活動のほか、米軍、USCAR、琉球政府の三者で構成される「合同委員会」での連絡調整も担うこととなった。³⁶

1971年(昭和46)4月1日の「毒ガス撤去対策本部設置要綱の一部を改正する訓令」の施行に先立つこと、3月29日には「毒ガス撤去対策本部幹事会」が開かれた。そこでは幹事会の座長として

³³ 「職務記述書」(1971.3.18)『職務記述書 総務局 総務課・文書課・渉外課』(R00001873B) 沖縄県公文書館所蔵

³⁴ 総務局が作成した『行政管理関係法令集』によると、1971年(昭和46)3月1日現在の総務局渉外広報部渉外課の所掌事務は、(1)行政主席、行政副主席及び局の機密に関すること、(2)儀式及び褒賞に関すること、(3)渉外事務に関すること、(4)内外事情の調査及び情報に関すること、(5)立法勧告に関すること、(6)局長会議に関すること、(7)東京事務所との連絡に関すること、(8)支庁との連絡に関すること、(9)日本政府沖縄北方対策庁沖縄事務局及び米国民政府との連絡交渉に関すること、(10)日本政府及び米国民政府に対する要請資料の収集及び連絡調整に関すること、以上の10項目であり、同課が「基地問題」を所掌事務としていたことは記されていない。『行政管理関係法令集』(琉球政府総務局 1971) p.34 参照

³⁵ 「毒ガス撤去対策本部設置要綱の一部改正について」(1971.3.26)『毒ガス総対室からの引継文書』(R00004799B) 沖縄県公文書館所蔵

³⁶ 「職位の廃止、新設について」(1971.3.31)『職位の新設・廃棄・変更申請書 1971年01月～07月』(R00155484B) 沖縄県公文書館所蔵

渉外広報部部長が出席しており、「毒ガス撤去対策米琉合同委員会（仮称）の設置について」、「毒ガス兵器について、米軍に対する質問事項について」、「毒ガス関係専門家、学者グループ（仮称）の人選について」³⁷が議題に上がった。

このように、毒ガス撤去対策本部は、訓令の施行前すでに組織強化を図り、それとともに、沖縄に貯蔵されている毒ガスの完全撤去に向けて米軍との協議に動き始めていたのである。

おわりに

1971年（昭和46）7月15日から同年9月9日にかけての56日間にわたって、第2次毒ガス移送が行われた。第2次毒ガス移送では、より毒性の強いGBガス（サリン）やVX神経ガスが沖縄から撤去された。9月9日、米軍は「第2次レッドハット作戦」の終了を宣言し、知花弾薬庫からすべての毒ガス兵器を撤去したと発表した。³⁸

米軍の発表によると、第1次・第2次を含めたレッドハット作戦全体で移送された毒ガスの総量は13,243.7トンで、その内訳は「GB化学剤」8,322.5トン、「VX化学剤」2,056.6トン、「HD化学剤」2,864.6トンと記録されており、レッドハット作戦の総括として、「安全で成功的な作業の遂行は、米国及び琉球政府レッドハット作戦安全対策委員会（4月に設立された）の□〔引用者注：判読不可〕協力によるところが大きい³⁹」との評価が与えられている。もちろん、レッドハット作戦の「安全で成功的な作業の遂行」は、毒ガス撤去対策本部及び基地問題調査官の並々ならぬ努力なしには到底為しえなかつたであろう。

しかしながら、レッドハット作戦に「成功」の評価を与え、米軍と琉球政府との協力関係を強調する米軍とはまた違った認識が、もう一方の当事者に存在している。

琉球政府行政主席の屋良朝苗は、第1次毒ガス移送ののちに、次のような「談話」を残している。

去る一月十三日の第一次移送のさいは、十分な対策をたてることができず、関係市町村、地域住民をはじめ、県民各位から多くの批判を受けました。この第一次移送を反省総括し、第二次移送に備えて万全の体制をとり、準備をしてきたつもりであります。〔略〕

政府は、今回の毒ガス撤去対策の教訓と実績を正しく踏まえ、これを足場にして、核をはじめ、戦争につながる一切の軍備施設の撤去をはかり、平和な県づくりと世界の恒久平和確立のために邁進する決意でありますので、県民各位のご理解とご協を切にお願いいたします。⁴⁰

³⁷ 「毒ガス撤去対策本部幹事会」（1971.3.29）『雑書 毒ガス移送についての要請 その他』（R00004793B）沖縄県公文書館所蔵

³⁸ “Red Hat Bulletin #89”（1971.9.9）『毒ガス撤去関係資料 米軍よりの文書』（R00004743B）沖縄県公文書館所蔵

沖縄から撤去された毒ガスの一部が米軍により海洋投棄されていたことが、ジョン・ミッチェルの調査によって近年明らかにされている。ミッチェルは退役兵へのインタビューを行うなかで、沖縄での毒ガスの持ち込みが発覚して間もない1969年（昭和44）秋、沖縄近海で大量の化学兵器を海洋投棄したとの証言を得ている。毒ガスの海洋投棄に関わった退役兵の証言に、「私たちはクレーンで吊り上げたコンテナを船尾におろし、フォークリフトを使って投棄しました。どれほど捨てたのか覚えていません。たくさんあった。全作業行程は四八時間を要しました」（ジョン・ミッチェル著／阿部小涼訳『追跡・沖縄の枯葉剤』（高文研 2014）p.180）などがある。また、第2次毒ガス移送が行われる直前の1971年（昭和46）6月には、知花弾薬庫でVX神経ガスの漏出事故が起きていたことも、退役兵の証言から明らかにされている。

なお、1969年（昭和44）の化学兵器の海洋投棄についても、1971年（昭和46）のVX神経ガスの漏出事故についても、それらを記録した米軍側の公文書は現時点で確認されていない。

ジョン・ミッチェル著／阿部小涼訳『追跡・沖縄の枯葉剤』（高文研 2014）、ジョン・ミッチェル著／阿部小涼訳『日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』（岩波書店 2018）参照。

³⁹ 同前 “Red Hat Bulletin #89”

⁴⁰ 「主席談話」（年月日不明）『雑書綴』（R00004791B）沖縄県公文書館所蔵

ここでは、毒ガス撤去の反省、教訓、実績を「足場」とすることで、「核をはじめ、戦争につながる一切の軍備施設の撤去をはかり、平和な県づくりと世界の恒久平和確立のために邁進する決意」が語られている。換言すれば、「核をはじめ、戦争につながる一切の軍備施設」の撤去を図るという琉球政府の「決意」は、毒ガス撤去の反省、教訓、実績の上に成り立っているのである。

とするならば、毒ガス撤去だけではなく、核兵器を含むすべての基地の撤去をも視野に入れた琉球政府の基地対策とは一体どのようなものであったのであろうか。そもそも、琉球政府の内部で、毒ガス撤去と全基地撤去とは具体的にどのように関連付けられていたのであろうか。

これらの問いについては、琉球政府についてはもちろんのこと、施政権返還後の沖縄県の基地対策をも射程に収めた検証が求められよう。これらを今後の課題とすることで、本稿を終えたい。